

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るものに限る。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助へ非化石エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの利用の高度化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び非化石エネルギーの流通の合理化又はエネルギーの利用の高度化を図るために調査に係る補助で政令で定めるものト 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの利用の高度化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なものために行う事業に係る補助で政令で定めるもの連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項において「エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十一条）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（第六項の措置に該当するもの並びに発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るために措置の措置に該当するものを除く。）で政令で定めるものをいう。

この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るために措置の措置に掲げるものをいう。

一 次に掲げる財政上の措置

7
一 第九十二条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ

6
二 発電用施設の設置又は改造に係る補助金の交付（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。亦において同じ。）で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十一条第二項第二号子において「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

四 この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設又は試験研究の用に供する原子炉若しくは同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるものに関する安全の確保を図るために措置で政令で定めるものをいう。

5
五 この条において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置であつて、次に掲げるものをいう。

二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する出資（管理）

第八十六条 エネルギー対策特別会計は、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣及び環境大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては、経済産業大臣が、その他のものについてはエネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（勘定区分）

第八十七条 エネルギー対策特別会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二条第六項に規定する化石燃料賦課金

ハ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第六項に規定する特定事業者負担金

二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第一項の規定により発行する公債（以下「脱炭素成長型経済構造移行債」という。）の発行収入金

ホ 借入金

ヘ 証券の発行収入金

ト 一時借入金の借換えによる収入金

チ 国家備蓄石油の譲渡代金

リ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十三条第二項、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十四条第四項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

又 燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

二 売上高
イ 国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡並びに国家備蓄施設の設置及び管理に要する費用
ロ 第八十五条第二項第二号イの出資金、交付金及び補助金
ハ 第八十五条第二項第一号ロの交付金
ニ 第八十五条第二項第二号ハからトまでの補助金（交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。チにおいて同じ。）
ホ 第八十五条第二項第一号イの出資金及び交付金
ヘ 第八十五条第二項第一号ロの出資金及び交付金
ト 第八十五条第三項第一号ハの出資金
チ 第八十五条第二項第一号ニからトまでの補助金
リ 第九十五条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金
ヲ 燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用
ル エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用
ヌ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下この節において同じ。）の償還金及び利子
ワ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費
ソ 借入金の償還金及び利子
ヨ 一時借入金及び融通証券の利子
タ ネ 附帯諸費用
レ 証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費
カ 事務取扱費
ソ 一時借入金及び融通証券の利子
ツ 次のとおりとする。
ネ 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、

<p>二 島出</p> <p>イ 原子力損害賠償支援資金への繰入金</p> <p>ロ 第九十五条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金</p> <p>ハ 借入金の償還金及び利子</p> <p>ニ 証券の償還金及び利子</p> <p>ホ 一時借入金及び融通証券の利子</p> <p>ヘ 証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費</p>
<p>ト 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資</p>
<p>チ 事務取扱費</p>
<p>リ 附属諸費</p>
<p>(電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理)</p>
<p>第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めるところにより、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従つて整理しなければならない。</p>
<p>(一般会計からエネルギー需給勘定への繰入れの特例)</p>
<p>第九十条 第六条の規定にかかわらず、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第九条の規定による改正前の石油税法(昭和五十三年法律第二十五回)の規定による石油税を含む。)の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条及び次条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第二項又は第三項の規定による一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金を除く。以下この条において同じ。)の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この条において「繰入相当額」という。)を、予算で定めることにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の額と予算を作成するときに、おいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額(当該年度の一般会計からの繰</p>

(一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例)
第九十一条 第六条の規定にかかるわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入額」という。）を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額（当該年度の一般会計からの繰入金を除く。）との差額に照らして繰入額相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合は、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。
前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分について繰り入れるものとする。
(一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費)
第九十二条の二 原子力損害賠償支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の発行及利息に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。
(エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ)
第九十三条の三 第八十五条第五項第一号及び第三号に掲げる措置に要する費用のうち脱炭素成

2 長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の規定により国会の議決を経た費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができる。

前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用についていは、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第九十一条の四 機構法第四十八条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

(周辺地域整備資金)

第九十二条 電源開発促進勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項の電源開発促進勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、周辺地域整備交付金及び第八十五条第四項の財政上の措置に要する費用(政令で定めるものに限る。)に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として政令で定める金額を、周辺地域整備資金に組み入れるものとする。

4 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入を生じた場合には、周辺地域整備資金から補足するものとする。

5 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第三項に規定する財政上の措置に要する費用

<p>二歳出</p> <p>イ 児童手当交付金</p> <p>ロ 子どものための教育・保育給付交付金（子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及びこれに関する諸費並びに子育てのための施設等利用給付交付金（同条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六条の規定により交付金を支弁する費用を含む。第百二十条第二項第三号において同じ。）</p> <p>ハ 子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法第六十八条の二の規定による交付金をいう。以下同じ。）及び仕事・子育て支援事業費</p> <p>ニ 子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下この節において同じ。）の償還金及び利子</p> <p>ホ モ・子育て支援特例公債に係るものを（子育て支援特例公債に係るものを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>（一般会計からの繰入対象経費）</p>
--

<p>6</p> <p>ハ 子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法第六十八条の二の規定による交付金をいう。以下同じ。）及び仕事・子育て支援事業費</p> <p>ニ 子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下この節において同じ。）の償還金及び利子</p> <p>ホ モ・子育て支援特例公債に係るものを（子育て支援特例公債に係るものを除く。）を添付しなければならない。</p> <p>（一般会計からの繰入対象経費）</p>

<p>2</p> <p>ハ 一時借入金の利子</p> <p>ト チ リ 業務勘定への繰入金</p> <p>ヌ 附属諸費</p> <p>イ 一般会計からの繰入金</p> <p>ホ 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一歳入</p> <p>イ 一般会計からの繰入金</p> <p>ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第二項の規定による納付金</p> <p>ト 附屬雑収入</p> <p>二歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に係る厚生年金保険の実施者たる政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費</p>

<p>3</p> <p>ハ 厚生年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この節において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項第三号に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において「平成十六年国民年金等改正法」という。）に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に係る政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの及び船員保険法第八十二条第二項に規定する船員保険事業の事務の執行に要する費用のうち船員保険に係る政府又は日本年金機構が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする（他の勘定への繰入れ）</p> <p>（他の勘定への繰入れ）</p> <p>4</p> <p>ハ 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項において読み替えて適用する国民年金額は、国民年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れられるものとする。</p> <p>ト 附屬雑収入</p> <p>二歳出</p> <p>イ 国民年金事業、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に係る厚生年金保険の実施者たる政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費</p>
--

する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第十七条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

健康保険及び船員保険に關し政府が行う業務の業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。
(国民年金勘定の積立金)

国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

第一項の積立金は、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるためには必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国民年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

(厚生年金勘定の積立金)

厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、当該剰余金のうち、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他の政令で定め

る場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

第一項の積立金は、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、厚生年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第一百七十七条 削除
(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第一百八十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付金並びに子ども・子育て支援交付金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(子ども・子育て支援特例公債の発行)

第一百八十九条の二 子ども・子育て支援法附則第二十八条の規定により読み替えて適用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支援特例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとする。

(子ども・子育て支援勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第一百八十八条の三 子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合は、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)及び利息並びに発行及び償還に関する諸費用の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、子ども・子育て支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、子ども・子育て支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

(業務勘定における剰余金の処理)
第一百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「おいて、当該剰余金から次章に定めるところにより、金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。
(受入金等の過不足の調整)
第一百二十条 基礎年金勘定において、毎会計年度国民年金勘定、厚生年金勘定又は各実施機関による共済組合等(以下この項において「国民年金勘定等」という)から受け入れた金額が、それぞれ、当該年度における第一百四十四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項(年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、次に定めるところによる。
一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一百四十四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定等から受け入れるべき金額から受け入れるべき金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに基礎年金勘定から国民年金勘定等に返還する。
二 当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに国民年金勘定等から基礎年金勘定に繰り入れる。
前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。
一 每会計年度一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第三十四条第一項)による国庫負担金の額に対しても超過し、又は不足する場合

第一 每会計年度一般会計から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における厚生年金勘定に繰り入れた金額及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額に対し超過し、又は不足する場合

三 每会計年度一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れた金額(児童手当交付金の額、子どもそのための教育・保育給付交付金の額、子育てのための施設等利用給付交付金の額及び子ども・子育て支援交付金の額を除く。)が、子どもそのための教育・保育給付交付金に関する諸費に係る国庫負担金の額及び第百十一条第五項第二号子に掲げる業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額に対して超過し、又は不足する場合

四 第百四十三条第三項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

五 第百四十四条第四項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

六 每会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

七 每会計年度労働保険特別会計の労災勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百二十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(子ども・子育て支援勘定

に係るものを除く。) を添付しなければならない。

(積立金の預託の特例)

第二百二十二条 第十二条の規定にかかわらず、國民年金勘定の積立金にあつては国民年金法第五

章の規定の定めるところにより、厚生年金勘定の積立金にあつては厚生年金保険法第四章の二の規定の定めるところにより、それぞれ運用することができる。

(一時借入金の借換え等)

第一百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、一時借入金を償還することができる。

第一項の規定により借換えをした一時借入金に

おいて、一時借入金の借換えをすることができる。

前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第九節 食料安定供給特別会計
(目的)

第一百二十四条 食料安定供給特別会計は、農業経

営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

この節において「農業経営安定事業」とは、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付によるものである。

この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の交付によるものである。

この節において「農業経営安定事業」または、「食糧の需給及び価格の安定のための交付金の交付によるもの」をいう。

主要食糧(主要食糧の需給及び価格の安定のための交付する法律(平成六年法律第二百三十三号)第三条第一項に規定する主要食糧をいう。以下

この節において同じ。) 及び輸入飼料(飼料

需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六

号)第三条に規定する飼料需給計画に基づき

政府の買い入れる輸入飼料をいう。以下この

節において同じ。) の買入れ、売渡し、交換、

貸付け、交付、加工、製造及び貯蔵並びにこ

れらに関する事業

二、米穀等(主要食糧の需給及び価格の安定に

関する法律第三十条第一項に規定する米穀等

をいう。第百二十七条第二項第一号口におい

て同じ。) 及び麦等(同法第四十二条第一項

に規定する麦等をいう。同号口において同

じ。) の輸入に係る納付金の受入れ

農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)

第百九十二条及び第二百五条の規定による再保

険事業並びに同法第二百一条の規定による保険

事業をいう。

この節において「漁船再保険事業」とは、漁

船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八

号)第二条第二号に規定する漁船保険再保険事

業等をいう。

この節において「漁業共済保険事業」とは、漁

業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八

号)第二条に規定する漁業共済保険事業をい

う。

この節において「漁業再保険事業の再保険

事業」とは、漁船損害等補償法第一百四十条の規定によ

る。

この節において「農業再保険事業の再保険

事業」とは、農業再保険法(昭和三十二年法律

第百九十二条)の規定による農業再保険事業

をいう。

ハ 業務勘定への繰入金

ハ 附屬諸費

ハ 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次の

とおりとする。

一歳入

イ 主要食糧及び輸入飼料の売渡代金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第十七条第二項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第十九条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十一条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十二条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十三条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十四条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十五条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十六条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十七条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十八条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第二十九条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第三十条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第三十一条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律第三十二条第一項の規定による償還金

ハ 一般会計からの繰入金

ハ 貨物の発行収入金

ハ 農業再保険事業等の再保険料等の還付金

ハ 借入金の償還金及び利子

ハ 一時借入金の利子

ト 附屬諸費

ト 業務勘定への繰入金

ト 一時借入金及び利子

ト 附屬諸費

はおける森林環境課と税課と金を支弁するため、当該帰属させた額を予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。
(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)
第十一條 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借款金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借り入れをした年度又はその繰入れをして年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定によ

4 前項に規定するもののほか、令和二年度から令和六年度までの各年度においては、地方公共団体金融機関法附則第十四条の規定に基づき公庫債券利率変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、各年特種会計の取扱いを規定する。

3 令和六年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めることにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。)の収入に相当する額(反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする)に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百一十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

第十二条の四 附則第十一条第三項及び第四項に規定するもののほか、平成三十年度から令和五年度までの間においては、地方公共団体金融機関法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百一十七号）附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政投融资資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の

第十二条の三 一般会計に所属する会社の株式のうち、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えて保有するため必要な数を上回る数に相当する数の株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。
(財政投融資特別会計の繰入れ並びに歳入及び

(日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替) 第二十二条の二 郵政民営化法(平成十七年法律第十九十七号)第三十八条第五項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社(次条において「会社」という。)の株式の総数の三分の一に当たる株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第二百三十五条及び第二百五十九条の五において「社会資本整備特別措置法」という。）第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一般会計への繰入金は、その繰入れをした年度における国債整理基金特別会計の歳出とする。

る借入金の償還金及び利子はその支出をした年
度における交付税特別会計の歳出とする。
第二十三条の規定によるほか、前条第三項及び第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。
(国債整理基金特別会計の歳出の特例)

償還に関する政府の經理を同勘定で行う場合における第十六条、第十七条並びに第八十九条第一項第二号ヨ及びレの規定の適用については、第十六条中「並びに融通証券の発行及び償還」とあるのは「融通証券の発行及び償還並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十三号)附則第十三条第二項(同法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継した債務であつて、附則第二百五十五条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するもの(以下「承継債務」という。)の償還」と、第十七条第一項中「借入金の」とあるのは「借入金及び承継債務の」と、

第十四条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）以下この条及び附則第十七条において「石油公団法等廃止法」という。附則第十一条第二項（石油公団法等廃止法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号、附則第十八条において「旧石油特別会計法」という。）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（附則第十七条において「旧石油特別会計法」という。）において承継した債務であつて、附則第二百五十五条第三項の規定による支拂いに係る債権（支拂いに係る債権）

2 とができる。
3 第五十三条第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十三条第三項及び第四項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金並びに第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

(エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入及び歳出の特例等)

「及び償還」とあるのは、「及び償還並びに承継債務の償還」と、同号ヨ中「証券」とあるのは、「証券及び承継債務」と、同号レ中「償還」とあるのは、「償還並びに承継債務の償還」とする。

第十五条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法附則第六条第一項の規定により独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が石炭経過業務を行う間、第八十八条第一項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(平成十四年法律第百四十七号)附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第十四条において読み替えて適用する同法第十九条第二項及び同法附則第六条第六項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

第十七条 当分の間、第八十八条第一項の規定によ

るほか、石油公団法等廃止法附則第二条第一項の規定により旧石油特別会計において承継し

た貸付金であつて、附則第二百五十二条第三項

の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するも

のの償還金及び利子は、同勘定の歳入とする。

第十八条 電源開発促進対策特別会計法及び石炭

及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律

(昭和五十五年法律第十六号)による改正前

の石炭及び石油対策特別会計法第四条の二の規

定による石油勘定への繰入金 エネルギー需給

構造高度化のための関係法律の整備に関する法

律(平成五年法律第十七号)による改正前の石

炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別

会計法第四条の二の規定による石油及び石油代

替エネルギー勘定への繰入金及び旧石油特別会

計法第四条の規定による石油及びエネルギー需

給構造高度化勘定への繰入金は、第九十条の規

定の適用については、同条の規定により一般会

計からエネルギー需給勘定へ繰り入れた繰入金

とみなす。

第十八条の二 当分の間、福島復興再生特別措置

法(平成二十四年法律第二十五回)第二条に規定する基本理念にのつとつて行われる同法第三条に規定する原子力災害からの福島の復興及び

再生に関する施策に係る第八十五条第四項の財

政上の措置に要する費用の財源に充てるために

必要がある場合には、予算で定める額を限

り、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給

勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることが

できる。

第十九条 前項の規定による繰入が行われる年度にお

ける第九十条ただし書の規定の適用について

は、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、

「費用の額並びに附則第十八条の二第一項の規

定による電源開発促進勘定への繰入金に相当す

る額」とする。

第二十条 第二項の政令で定める日までの間は、雇用勘定

における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

の推進に関する施策に要する費用について国に

返納された額(返納の際に当該額に延滞利

息又は加算金が付されている場合には、これら

の金額を含む。次項において同じ。)を合算し

た額を加算した額に相当する額を、令和十八

年度までに、予算で定めるところにより、電源

開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入

れるものとする。

令和十七年度以降の年度に電源開発促進勘定

における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

の推進に関する施策に要する費用について国に

返納された額がある場合には、当該国に返納

された額があつた年度の翌々年度までに、当

該国に返納された金額を、予算で定めるところ

により、電源開発促進勘定からエネルギー需給

勘定に繰り入れるものとする。

第二十一条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十二条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十三条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十四条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十五条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十六条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十七条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十八条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第二十九条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十一条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十二条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十三条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十四条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十五条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十六条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十七条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十八条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第三十九条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十一条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十二条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十三条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十四条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十五条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十六条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十七条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

については、同項ただし書中「費用の額」とあ

るものは、「費用の額並びに附則第十八条の三第

項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金

に相当する金額」とする。

第四十八条 第一項の規定による繰入が行われる年度に

おける第九十一条第一項ただし書の規定の適用

</div

て生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならぬ。

会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る
第一百二十条第二項第二号の規定の適用について
は、同号中「金額」とあるのは、「金額（附則
第二十六条又は第二十七条の規定により繰り入
れた金額を除く。）」とする。

和二十二年法律第三百三号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる國庫の負担すべき費用に相当する額は、一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合における第二百二十条第一項第二号の規定の適用については、同号中「及び昭和六十一年国民年金等改正法」とあるのは、「昭和六十一年国民年金等改正法」と、「の規定による」とあるのは、「及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第三百三号)附則第三条の規定による」とする。

(厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条の三 当分の間、第二百十一条第三項の規定によるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)改正によるものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十五条の三の規定による存続厚生年金基金(平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。第三項において同じ。)又は存続連合会(平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第三項において同じ。)からの徵収金は、厚生年金勘定の歳入とする。

当分の間、第二百十一条第三項の規定によるほか、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第一項の規定による同項に規定する解散厚生年金基金等からの徵収金は、厚生年金勘定の歳入とする。

か、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十四条第二項（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の規定による存続厚生年金基金及び存続連合会への負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

当分の間、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百四十四条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理）

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の經理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第二項第二号及び第六項第二号イ、第百十三条第一項及び第四項並びに第百二十条第二項第一号の規定の適用については、第百十一条第二項第二号中「二 附屬諸費」とあるのは「二 特別障害給付金給付費／ホ 附屬諸費」と、同条第六項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務及び特別障害給付金」と、第百十三条第一項中「費用」とあるのは「費用並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第四項及び第一百二十条第二項第一号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第

四項中「及び船員保険法」とあるのは、「船員保険法」と、「船員保険に關し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの」とあるのは、「船員保険に關し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの」及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第一百二十条第二項第一号中「附則第三十四条第一項」とあるのは、「附則第二十三条第一項又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(健康勘定における借入金の特例)

第三十条 当分の間、第十三条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定(以下この項及び次条において「旧健康勘定」という。)の昭和四十八年度の末日ににおける借入金、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年改正法附則第三十二条の規定による改正前の厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の日雇労働者健康保険法(昭和二十八年五月九日法律第七十七号)、以下この項において「昭和五十九年改正法」という。)附則第三十三条第五項の規定により旧健康勘定に帰属する昭和五十九年改正法附則第十八条の規定による改正前の日雇労働者健康保険法(昭和二十八年五月九日法律第二百七号)。次条において「旧日雇労働者健康保険法」という。)に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができる。

前項の規定により借入金をする場合には、第一百十一条第四項の規定によるほか、借入金は、健康勘定の歳入とする。

第三十一条 当分の間、第一項の規定により借入金をする場合には、第三条第二項第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

3 健康勘定において、第一項の規定により借入金をする場合には、第六条の規定にかかるわざ、昭和四十八年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

前項の規定により一般会計から健康勘定に繰り入れる場合には、第百十一條第四項の規定によりなお從前の例によることとする。但し、児童手当の支給は、借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

(年金特別会計における児童手当に関する経理)
第三十一条の二 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお從前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。(一)の場合における第八条、第一百十一条第五項及び第六項、第一百十三条第三項、第一百十四条第八項、第一百十八条第一項及び第三項並びに第二百二十二条第二項の規定の適用については、第二百八条の規定による改正前の児童手当法(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)。以下「整備法改正前児童手当法」という。)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお從前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法」という。)による児童手当を含む。)並びに」と、第一百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十六条の規定によりなお從前の例による改正前の児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法」とあるのは「業務取扱費及び児童手当費」によることとされた整備法改正前児童手当法第一号の事業主からの拠出金の徵収」と、第二百三十三条第三項中「業務取扱費で国庫が負担するもの」とあるのは「業務取扱費で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお從前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する

費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの」と、第百四十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百八十二条第一項及び第三項中「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」と、第一百二十一条第一項第三号中「の合計額」とあるのは「並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額の合計額」とする。
(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

と、同条第六項第一号イ中「徴収」とあるのは、「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条规定第三項中「業務取扱費で国庫が負担するもの」とあるのは、「業務取扱費で国庫が負担するもの並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む）」及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条规定第一項及び第三項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」と、第百二十一条第二項第三号中「の合計額」とあるのは「並びに平成二十四年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十四年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二项並びに平成二十四年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項の規定による国庫負担金の合計額」とする。

第三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第二百八十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」と、第二百二十条第二項第三号中「の合計額」とあるのは「並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二项並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項の規定による国庫負担金の額の合計額」とする。

(子ども・子育て支援勘定の歳出の特例)

第三十一条の五 当分の間、第二百十一条第五項の規定によるほか、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金は、子ども・子育て支援勘定の歳出とする。

(一般会計から子ども・子育て支援勘定への繰入れの特例)

及び同条第二項の規定による保険の保険金／ホーラン効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金／へ一時借入金の利子／ト 附屬諸費用／と、同条第二項第二号イ中「及び自動車検査登録等事務」とあるのは、「自動車検査登録等事務及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百五十三条第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは、「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百六十六条中「自動車事故対策事業」とあるのは、「自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百八十八条の二第一項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額並びに自動車検査登録勘定への繰入金（自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る）、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金（以下この節において「自動車損害賠償責任再保険金等」という。）」、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金並びに「一時借入金の利子に充てるために将来必要な金額」と、同条第二項中「被害者保護増進等計画を実施するため並びに自動車検査登録勘定への繰入金（自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る）、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金及び一時借入金の利子の財源に充てるために」とする。（東日本大震災復興特別会計への繰入金は、同会計の歳入とする。（法律の廃止）第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。一 國債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）

二 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十
七号）三 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）四 森林保険特別会計法（昭和十二年法律第二十六号）五 厚生保険特別会計法
六 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）七 農業經營基盤強化措置特別会計法（昭和二
十一年法律第四十四号）八 国有林野事業特別会計法
九 船員保險特別会計法（昭和二十二年法律第
二百三十六号）十 国庫余裕金の繰替使用に関する法律（昭和
二十四年法律第六十三号）十一 国立高度専門医療センター特別会計法
（昭和二十四年法律第一百九十号）十二 貿易再保険特別会計法
（昭和二十四年法律第六十三号）十三 外國為替資金特別会計法（昭和二十六年
法律第五十六号）十四 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年
法律第一百一号）十五 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律
第一百二十二号）十六 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭
和二十九年法律第一百三号）十七 自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭
和三十年法律第一百三十四号）十八 國營土地改良事業特別会計法（昭和三十
二年法律第七十一号）十九 特定国債財産整備特別会計法（昭和三十
二年法律第一百六号）二十 道路整備特別会計法（昭和三十
三年法律第一百三十五号）二十一 治水特別会計法（昭和三十五年法律第
四十号）二十二 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法
律第二十五号）二十三 国民年金特別会計法（昭和三十六年法
律第六十三号）二十四 自動車検査登録特別会計法（昭和三十
九年法律第四十八号）二十五 都市開発資金融通特別会計法（昭和四
十一年法律第五十号）二十六 地震再保険特別会計法（昭和四十
一年法律第七十四号）

二十七 石油及びエネルギー需給構造高度化対
策特別会計法
二十八 空港整備特別会計法（昭和四十五年法
律第二十五号）二十九 労働保険特別会計法（昭和四十七年法
律第十八号）三十 電源開発促進対策特別会計法（昭和四十
九年法律第八十号）三十一 特許特別会計法
三十二 登記特別会計法（昭和六十一年法律第五
十四号）

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日（第十三号にあっては、同号に定める日）までの期間に限り、設置する。

暫定的に設置する特別会計
一 財政融資資金特別会計 平成十九年度
二 産業投資特別会計 平成十九年度
三 都市開発資金融通特別会計 平成十九年度
四 道路整備特別会計 平成十九年度
五 港湾整備特別会計 平成十九年度
六 治水特別会計 平成十九年度
七 空港整備特別会計 平成十九年度
八 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十
九年度
九 自動車検査登録特別会計 平成十九年度
十 國營土地改良事業特別会計 平成十九年度
十一 特定国債財産整備特別会計 平成二十
一年度
十二 国立高度専門医療センター特別会計 平
成二十一年度
十三 船員保險特別会計 日本年金機構法の施
行の日の前日
十四 登記特別会計 平成二十一年度
十五 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び
経理については、附則第六十八条から第二百六
三条までに定めるとおりとする。

第六十九条 財政融資資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
(財政融資資金特別会計の歳入及び歳出)
第七十条 財政融資資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
イ 財政融資資金の運用利殖金
ロ 借入金及び公債の発行収入金
ハ 財政融資資金からの受入金
ト 積立金からの受入金
ホ 附則第七十九条第一項の規定による取引
ト にに基づく収入金
ト づく収入金
ト 繰替金（附則第八十一条第一項各号に係る措置に基
づく収入金
ト に規定する返還することができない金額に
係るものに限る。）
チ 附属雑収入
二 歳出
イ 財政融資資金預託金の利子
ロ 財政融資資金の運用損失金
ハ 運用手数料
ニ 事務取扱費

二	附則第二百二条第三項第五号に規定する事業に係る国の交付金
本	治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
へ	附則第二百三条第三項第七号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係る国の出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
ト	一般会計への繰入金
チ	附属諸費
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
イ	一般会計からの繰入金
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
二	歳出
本	附屬雜収入
二	歳出
イ	多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）
ロ	治水勘定への繰入金
ハ	一般会計への繰入金
二	特定多目的ダム法第十二条の規定による
本	附屬諸費
（治水特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）	（治水特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）
五百七条	第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。（治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費）
五百八条	治水勘定における一般会計からの繰入対象経費は、治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に要する費用で国が負担するもの、附則第二百三条第三項第三号に掲げる

2	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
チ	附属諸費	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
イ	一般会計からの繰入金	一般会計からの繰入金
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
二	歳出	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
本	附屬雜収入	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

2	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
チ	附属諸費	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
イ	一般会計からの繰入金	一般会計からの繰入金
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
二	歳出	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
本	附屬雜収入	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

3	附則第二百八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとす	附則第二百九条の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
12	第二項の規定は、第九条第二項第一号から第十三号まで及び前条に規定する書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。	第二項の規定は、第九条第二項第一号から第十三号まで及び前条に規定する書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
13	第十一條の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定多目的ダム建設工事	第十一條の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定多目的ダム建設工事

第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、
旧水公團法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、
一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、
一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市
開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、
一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第
二号二中「交付金」とあるのは、「交付金及び河
川法附則第五项若しくは第六項、砂防法第五十
二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法
附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法
附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項
又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附
則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同
号ト中「一般会計への繰入金」とあるのは、「附
則第一百十条の規定による一般会計への繰入金及
び附則第一百十三条第三項から第五項まで又は第
七項の規定による産業投資特別会計の社会資本
整備勘定への繰入金」と、同条第二項第一号イ
中「一般会計からの繰入金」とあるのは、「附則
第一百八条第二項又は第一百十三条第六項の規定
による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特
別措置法第七条第六項の規定による産業投資特
別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、
同項第二号ハ中「一般会計への繰入金」とある
のは、「附則第一百十条の規定による一般会計への
繰入金及び附則第一百十三条第五項又は第七項の
規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘
定への繰入金」と、附則第一百八条第一項中「
に要する費用」とあるのは、「に要する費用用
(社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定
により産業投資特別会計の社会資本整備勘定か
ら治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てられ
るものを除く。)」と、「事務費、同項第四号」
とあるのは、「事務費(社会資本整備特別措置法第
七条第六項の規定により産業投資特別会計の社
会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる
金額をもつて充てるものを除く。)」附則第一百
三条第三項第四号」と、同条第二項中「費用用
とあるのは、「費用(社会資本整備特別措置法第
七条第六項の規定により産業投資特別会計の社
会資本整備勘定から特定多目的ダム建設工事勘
定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを
除く。)」とする。

項、独立行政法人水資源機構附則第五条第二項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、土地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第七項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 附則第六十七条第三項において読み替えて適用する第六条（以下「読み替え後の第六条」という。）の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行ふ場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

7 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定

(道路整備特別会計の設置の目的
第一百四条 道路整備事業等に関する事項)

（道路整備特別会計の設置の目的）

第一百四十四条 道路整備事業等に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、**第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかるらず、道路整備特別会計において行うるものとする。**

2 この条から附則**第一百十九条まで**において「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律第三条第一項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされる、いる道路の整備に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。

3 第一項の「道路整備事業等」とは、道路整備事業並びに道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであつて、道路法第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもののうち國以外の者がその費用の全額を負担し、國が施行するもの（附則**第一百十六条第二号イ及び第一百二十条**において「道路關係附帶工事」という。）及び國が委託に基づき施行するものの（附則**第一百六十二条**及び**第一百二十一条**において「道路關係受託工事」という。）をいう。

（道路整備特別会計の管理）

第一百十五条 道路整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第一百六十一条 道路整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入	附則第百十八条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の收入
ハ 口	一般会計からの繰入金
二 歳出	道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律第二条第三項のただし書、高速自動車国道法第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項、交通安全全施設等整備事業の推進に関する法律第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第一百六条第五項の規定による負担金
ト ト	道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条の規定若しくは第二十一条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による負担金
ホ ホ	道路交通法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金
ヘ ヘ	道路関係受託工事に係る納付金
ル ル	道路整備特別措置法第二十条第一項、踏切道改良促進法第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金
チ チ	道路整備事業に係る独立行政法人土木研究所法第十四条第三項の規定による納付金
リ リ	道路整備事業に係る出資に対する配当金
ヌ ヌ	この会計に所属する株式の処分による収入

項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れを行った場合には、当該繰入金を同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

14 公團法附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十四条第一項並びに第一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

13 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第百六十五条第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公团法附則第十四条第一項」とする。

12 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第五十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十四条第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかるらず、道路整備特別会計において行うものとする。

11 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第百六十六条第一号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五十五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五十五条第一項」とする。

10 公團法附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十四条第一項並びに第一項の規定にかかるらず、道路整備特別会計において行うものとする。

(港湾整備特別会計の設置の目的)
第一百二十三条 港湾整備事業等に關する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第一百九十八条第一項及び附則第五十二条第二項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

2 次項において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾施設の建設等（第一百九十八条第四項第一号に規定する港湾施設の建設等をいう。以下同じ。）であつて、国土交通大臣が施行するもの

二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

三 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

第一項の「港湾整備事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 港湾整備事業

二 港湾整備関係受託工事（直轄港湾整備事業（港湾整備事業のうち第二百九十三条第三項第一号から第五号までに掲げる工事又は事業以外のものをいう。附則第一百二十六条第一項及び第一百二十八条第一条第一項において同じ。）に密接な関連のある工事その他の港湾の整備のために特に必要なある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。附則第一百二十六条第一項及び第二百三十条において同じ。）

三 特定港湾施設関係受託工事（第二百九十三条第六号に規定する工事をいう。以下同じ。）

四 一般会計所属港湾関係工事（第二百九十八条第七項第八号に規定する一般会計所属港湾關係工事をいう。附則第一百二十六条第一項第二号及び第一百二十八条第一条第一項において同じ。）の管理

五 空港整備特別会計所属空港関係工事（空港整備法第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。附則第一百二十六条第一項第二号口及び第九条において同じ。）の管理

六 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

七
八 広域臨海環境整備センター法第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付

九 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る貸付け

十 港湾法第五十五条の人第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設（第九百四十八条第四項第一号に規定する港湾施設）の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十三 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

（港湾整備特別会計の管理）

第一百二十四条 港湾整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
（港湾整備特別会計の勘定区分）

第一百二十五条 港湾整備特別会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。
（港湾整備特別会計の歳入及び歳出）

第一百二十六条 港湾整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 空港整備特別会計からの繰入金

ハ 特定港湾施設工事勘定からの繰入金

二 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第一条第一項又は沖縄振興特別措

2
特定港湾施設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
　イ 一般会計からの繰入金
　ロ 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、

第二百一十九条 平成十九年度の特定港湾施設工事等に関する事務費の額に相当する金額は、同年の繰入対象経費は、特定港湾施設工事等（特定港湾施設受託工事を除く。）による費用（特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定への繰入れ）で国が負担するものとする。

6 附則第二百三十条の規定により特定港湾施設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
5 特定港湾施設工事勘定の国庫債務負担行為は、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

第二百三十三条 附則第二百二十六条第一項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾整備勘定の歳入とする。

二 広域臨海環境整備センター法第二十六条
本 第一項の規定による補助金
港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
ト へ 一般会計への繰入金
附 属諸費

る費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾工事に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾工事に要する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付けにする費用ととする。

第百二十七条に規定する書類（当該年度の事業計画表を除く。）のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについては、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。

附則第百二十八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

附則第百二十九条の規定により特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れる場合は、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第
三号まで及び前条に規定する書類のうち特定港
湾施設工事勘定に係るものについて準用する。
13 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金
に預託する場合には、特定港湾施設工事勘定に
ついては、特定港湾施設工事等に係る工事別等
の区分に従つて行うものとする。

14 第十五条第一項の規定により、一時借入金を
し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合
には、特定港湾施設工事勘定については、特定
港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて
行うものとする。

(港湾整備審議会計の歳入及び歳出の寺列等)

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）
百一十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。
（港湾整備特別会計における一般会計からの繰入対象経費）
第一百一十八条 港湾整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、直轄港湾整備事業を要する。

付書類 第百三十一條 第九条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。
(特定港湾施設工事勘定に係る整理)
第一百三十二条 特定港湾施設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分(第二百九一条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。)に従つて整理しなければならない。

の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額）を超えてはならない。

読替え後の第八条第一項の規定により剩余金の処理を行う場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定港湾施設工事勘定について、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行う。二十九。

置法第二百八条第四項の規定による負担金で直轄港湾整備事業に係るものへ
ト 港湾整備関係受託工事に係る納付金
港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金
附屬雜收入

二 一 イ ラ の 工 事 に 関 す る 事 務 費 を 除 く 。)	二 ハ 二 イ 特 定 港 湾 施 設 工 事 等 に 要 す る 費 用 (こ れ)	二 二 ハ 二 イ 特 定 港 湾 施 設 工 事 等 に 要 す る 費 用 (こ れ)
		二 二 ハ 二 イ 企 業 理 解 促 進 法 第 八 条 第 四 項 又 は 公 害 防 止 事 業 費 事 業 者 負 担 金 で 特 定 港 湾 施 設 工 事 等 に 係 る もの
		二 二 ハ 二 イ 企 業 理 解 促 進 法 第 八 条 第 二 項 同 法 第 五 十 五 条 第 六 項 北 海 道 開 發 の た め に す る 港 湾 工 事 に 關 す る 法律 第 三 条 第 二 項 に お い て 準 用 す る 法 第 一 条 第 四 項 沖 繩 振 興 特 別 措 置 法 第 百 八 条 第 四 項 特 定 港 湾 施 設 工 事 等 に 係 る もの
		二 二 ハ 二 イ 企 業 理 解 促 進 法 第 八 条 第 二 項 同 法 第 五 十 五 条 第 六 項 北 海 道 開 發 の た め に す る 港 湾 工 事 に 關 す る 法律 第 三 条 第 二 項 に お い て 準 用 す る 法 第 一 条 第 四 項 沖 繩 振 興 特 別 措 置 法 第 百 八 条 第 四 項 特 定 港 湾 施 設 工 事 等 に 係 る もの

（港湾整備特別会計から一般会計への繰入れ）
港湾整備施工勘定から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。
第一百三十条 港湾整備関係受託工事又は特定港湾施設開業関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあっては港湾整備勘定から、特定港湾施設開業関係受託工事に係るものにあっては特定港湾施工勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

（自動車検査登録特別会計の管理）	う。以下同じ。）に関する政府の經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、同条第項の規定にかかわらず、自動車検査登録特別会計において行うものとする。
（自動車検査登録特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。）	（自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出）
（自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。）	第一歳入 一 嶽入及び歳出は、次のとおりとする。 二 歳出 イ 自動車検査登録印紙売渡収入 ロ 道路運送車両法第二百二条第三項ただし書の規定による手数料 ハ 一般会計からの繰入金 ニ 独立行政法人交通安全環境研究所法第十一条第三項及び自動車検査独立行政法人法第六条第三項の規定による納付金 ホ 附属雑収入
（自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出）	第一歳出 イ 事務取扱費 ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費 ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ニ 一般会計への繰入金 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附屬諸費 （自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）
（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

		ト 附属諸費
	2	前項の規定によるほか、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる一般会計からの繰入金は、特定国有財産整備特別会計の歳入とする。
		（特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費）
	第百七十七条	特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費は、特定国有財産整備計画による国有財産の取得に要する経費とする。
	（特定国有財産整備特別会計における一時借入金の借換え）	
	第百七十八条	第十五条第四項の規定にかかるわらず、特定国有財産整備特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。
	2	前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。
	3	（特定国有財産整備特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例）
	第百七十九条	特定国有財産整備計画の実施により、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。
	2	（特定国有財産整備特別会計において、特定国有財産整備特別会計において、特定国有財産整備特別会計に所管するものとする。）
	3	（特定国有財産整備特別会計に所管するものとする。）

		則第六十六条第十九号の規定による廃止前の特定国有財産整備特別会計第十六条第一項の規定により同法に基づく特定国有財産整備特別会計に所管換又は所属替をした国有財産（特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費）
	2	特定国有財産整備特別会計の歳入歳出（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類）
	3	（特定国有財産整備特別会計における借入金の対象経費）
	4	（特定国有財産整備特別会計における借入金の対象経費）
	二 岁出	（特定国有財産整備特別会計における借入金の対象経費）

		一 歳入
	1	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）
	2	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）
	3	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）
	4	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

		2 前項の積立金は、国立高度専門医療センターの経営費を支弁するために必要がある場合は、予算で定める金額を限り、国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類）において行うものとする。
	1	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出）
	2	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出）
	3	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出）
	4	（国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出）

二 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金
ホ 独立行政法人福祉・医療機構への交付金
ヘ 一時借入金の利子
ト 業務取扱費
チ 船員保険事業の福祉事業費
リ 附属諸費

(船員保険特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百九十四条 第二条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(船員保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

船員保険特別会計における一般会計

の執行に要する費用で国庫が負担するもの、同法第五十八条ノ二に規定する船員保険事業の執行に要する費用で国庫が補助するもの並びに船員保険法一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三号。附則第百九十九条において「昭和二十二年船員保険法改正法」という。)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる國庫の負担すべき費用とする。

(船員保険特別会計の厚生年金勘定への繰入れ)

昭和六十年国民年金等改正法(第百三十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。)附則第八十九条の規定により船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額は、船員保険特別会計から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(船員保険特別会計の積立金)

船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、船員保険事業の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、予算で定める

金額を限り、船員保険特別会計の歳入に繰り入れることができる。

(船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置)

第二百四条 登記特別会計における一般会計から所管する事務及び登記所の管理に関する事務に係る事務の経理は、この法律の施行の日から平成二十二年度の末までの間、登記特別会計において行うものとする。

(登記特別会計の設置の目的)

第二百一条 登記に関する事務その他の登記所においては、附則第百九十三条第二号ロ中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とす

る。

(登記特別会計の設置の目的)

第二百二条 登記特別会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(登記特別会計の設置の目的)

第二百三条 登記特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法

律第三条第五項の規定による納付金

ロ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十

五号) 第十三条第二項ただし書及び不動産

登記法(平成十六年法律第百二十三号)第

百十九条第四項ただし書の規定(他の法令

において準用する場合を含む。)並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十一年法律第三十三号)第三条第四項ただし書、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第二十一条第二項ただし書、後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二条)第十一条第二項ただし書及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第四条第三項の規定による手数料

規定による拠出金に係る経過措置)

第二百四条 第二項第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに

規定による国民健康保険法の

規定による拠出金とする。

(船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金)

規定による拠出金に係る経過措置)

第二百四条 第二項第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに

規定による国民健康保険法の

規定による拠出金とする。

(船員保

8
この法律の施行の際、食料安定供給特別会計

9 所属していたものについては、地方農政局又は地方農政事務所の事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、政令で定めるところにより、各省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所屬替をするものとする。

前項の規定により一般会計に所管換又は所屬

（漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の廃止
に伴う経過措置）

替をする場合には、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

100

及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

この法律の施行の際、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

る廃止前の厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計（以下この条において「旧厚生保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、

この条において「旧農業共済再保険」という。の平成十八年度の収入及び同年度以前の年度の決算に関する前例による。この場合において、再保險特別会計の再保險金支払基金勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸植物業務勘定の平成十九年度の歳入に繰き金額があるときは、それぞれ農業特別会計の再保險金支払基金勘定家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定の歳入に繰り入れるものとする。

旧農業共済再保險特別会計の農業

は、なお從
業勘定、家業
勘定、農業勘定
は、なお從業
業共済再保險
業設施勘定又は
業株式会社の資本
は、なお從業業
業勘定、家業勘定

5 前項の規定により漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

児童手当勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に繰り越して使用することができ

勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十五条の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に繰

第二百十一条 附則第六十六条第四号の規定による廢止前の森林保険特別会計法(次項において「旧森林保険特別会計法」という。)に基づく森林保険特別会計(以下この条において「旧森林保険特別会計」という。)の平成十八年度の収

3 旧厚生保険特別会計の平成十八年度の出納の
完結の際、旧厚生保険特別会計の年金勘定若しくは児童手当勘定に所属する積立金又は旧厚生保険特別会計の健康勘定に所属する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所属する特別保健福

り越して使用することができる。

2 歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それ
ぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁
船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組
員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘
定の歳入に繰り入れるものとする。

2 入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する
ことは、なお従前の例による。この場合において
て、旧森林保険特別会計の平成十九年度の歳入
に繰り入れるべき金額があるときは、森林保険
特別会計の歳入に繰り入れるものとする。
旧森林保険特別会計の平成十八年度の歳出予

社事業資金は、第一百六十六条第一項、第一百八十八条第一項若しくは第一百七十七条第三項又は附則第三項の規定により、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定若しくは児童手当勘定に所属する積立金として積み立て、又は同会計の健康勘定に所属する事業運営安定資金若しくは事業

の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

3 算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧森林保険特別会計法第九条の規定による繰越しを必要とするものは、森林保険特別会計に繰り越して使用することができる。
旧森林保険特別会計の平成十八年度の出納の

4 勘定に所属する特別保健・福祉事業資金として組み入れられたものとみなす。

5 所属する権利義務は、それぞれ農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

前項の規定により農業共済再保険特別会計の

保険特別会計法附則第六項において準用する場合を含む。)の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に繰り越して使用することができる。

4 完結の際、旧森林保険特別会計に所属する積立金は、第一百五十四条第一項の規定により、森林保険特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所属する権利義務は、森林保険特別会計に帰属

5 計の厚生年金勘定 健康勘定 児童手当勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

再保險金支払基金勘定 農業勘定 家畜勘定
果樹勘定 園芸施設勘定又は業務勘定に帰属する
権利義務に係る収入及び支出は 当該各勘定
の歳入及び歳出とする。
(農業経営基盤強化措置特別会計法の廃止に伴
う経過措置)

3 旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁

5 前項の規定により森林保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(農業共済再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十四条 附則第六十六條第七号の規定によつて
る廢止前の農業經營基盤強化措置特別会計法（第六項において「旧基盤強化特別会計法」と
いふ。）に基づく農業經營基盤強化措置特別会

(厚生保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十九条 附則第六十六条第五号の規定によ

において「旧農業共済再保険特別会計法」とい
う。これ基づく、農業共済再保険特別会計（以下略）

計（以下この条において「旧基盤強化特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧基盤強化特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、食料安定供給特別会計の調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧基盤強化特別会計に所属する積立金は、食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する積立金として積み立てられたものとする。

4 この法律の施行の際、旧基盤強化特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

6 旧基盤強化特別会計の所属に移した農地等（旧基盤強化特別会計法第一条第二項第一号を掲げる農地等をいう。）は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第三十八条の規定による改正前の第三百三十一条に規定する農業経営基盤強化勘定の所属に移した農地等となす。

（国有林野事業特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百十五条 附則第六十六条第八号の規定による廃止前の国有林野事業特別会計法（次項において「旧国有林野事業特別会計法」という。）に基づく国有林野事業特別会計（以下この条において「旧国有林野事業特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国有林野事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国有林野事業特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三

第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧国有林野事業特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、国有林野事業特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金は、第百六十六条第一項の規定により、国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金として組み入れられるものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、国有林野事業特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により国有林野事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百六十六条 附則第六十六条第九号の規定による廃止前の船員保険特別会計法に基づく船員保険特別会計（以下この条において「旧船員保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関することは、なお従前の例による。この場合において、旧船員保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十三号の規定により設置する船員保険特別会計（以下この条及び次条において「暫定船員保険特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧船員保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定船員保険特別会計に繰り越しして使用することができる。

3 旧船員保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧船員保険特別会計に所属する積立金は、附則第一百九十七条第一項の規定により、暫定船員保険特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧船員保険特別会計に所属する権利義務は、暫定船員保険特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定船員保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定船員保険特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百六十七条 暫定船員保険特別会計の廃止に因る経過措置は、別途法律で定める。

第二百一十八条 附則第六十六条第十一号の規定による廃止前の国立高度専門医療センター特別会計法に基づく国立高度専門医療センター特別会計（以下この条において「旧国立高度専門医療センター特別会計」）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関するは、なお従前の例による。この場合において、旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十九年度の歳人に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下この条及び次条において「暫定国立高度専門医療センター特別会計」という。）の歳に入繰り入れるものとする。

第二百一十九条 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納予算の経費の金額のうち財政庁の第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国立高度専門医療センター特別会計に繰り越して使用することができる。

第三百一十条 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所属する積立金は、附則第八十七条第一項の規定により、暫定国立高度専門医療センター特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

第四百一十一条 この法律の施行の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所属する権利義務は、暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものとする。

第五百一十二条 前項の規定により暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出とする。

第六百一十三条 (暫定) 国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置

第七百一十四条 附則第六十六条第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法（次項において「旧貿易再保険特別会計法」という。）に基づく貿易再保険特別会計（以下この条において「旧貿易再保険特別会計」という。）の平成

十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧貿易再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、貿易再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

旧貿易再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条たゞし書又は旧貿易再保険特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、貿易再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

この法律の施行の際、旧貿易再保険特別会計に所属する権利義務は、貿易再保険特別会計に帰属するものとする。

前項の規定により貿易再保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(外国為替資金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十一條 附則第六十六条第十三号の規定による廃止前の外国為替資金特別会計法(次項において「旧外国為替資金特別会計法」という。)に基づく外国為替資金特別会計(以下この条において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、平成十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理については、当該剩余金から、積立金に積み立てた金額を控除して、なお残余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条たゞし書又は旧外国為替資金特別会計法第二十二条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、旧外国為替資金特別会計に繰り越して使用することができる。

旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金又は積立金は、第七十六条第七項又は第八十条第一項の規定により、それぞれ外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れ、又は積立金として積み立てられたものとみなす。

- 4 この法律の施行の際、旧外国為替資金特別会計に所属する権利義務は、外国為替資金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により外国為替資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。
(財政融資資金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

6 第二十二条 附則第六十六条第十四号の規定による廃止前の財政融資資金特別会計法(次項及び第六項において「旧財政融資資金特別会計法」という。)に基づく財政融資資金特別会計法(以下この条において「旧財政融資資金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計(以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

7 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の支出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条をだし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八条第一項第一号の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使⽤することができる。

8 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧財政融資資金特別会計に所属する積立金は、附則第七十三条第一項の規定により、暫定財政融資資金特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

9 この法律の施行の際、旧財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、暫定財政融資資金特別会計に帰属するものとする。

10 前項の規定により暫定財政融資資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定財政融資資金特別会計の歳入及び歳出とす
かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措

置に関する法規第三条の規定により平成十九年

(産業投資特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十四条 附則第六十六条第十五号の規定

- (暫定財政融資資金特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百二十三条 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する規定及び附則第七十五条の規定により借入金を償還することができる。
項及び附則第七十五条の規定により借入金を償還することができる。
し、又は附則第七十六条第一項の規定により公債を発行することができる。
（暫定財政融資資金特別会計の廃止に伴う経過措置）
第二百二十三条 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する規定及び附則第七十五条の規定により借入金を償還することができる。
は、なお從前の例による。この場合において、暫定財政融資資金特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政投融资特別会計の歳入に繰り入れるものとする。
暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第八十四条の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定に繰り越して使用することができる。
暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第八十四条の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。
前項の規定により財政投融资特別会計の財政融資資金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。
暫定財政融資資金特別会計において第十三条第二項又は附則第七十六条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定により平成二十年度において運用することができる。
第一項及び第六十一条の規定により借入金を償還することができる。
し、又は第六十二条第一項の規定により公債を発行することができる。

り、財政投融資等別会計の投資勘定に所属する。

(産業投資特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十四条 附則第六十六条第十五号の規定

- 3 2 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるものとする。

予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越額を充てて必要とするものは、財政投融资特別会計の投資勘定に繰り越して使用することができる。

4 3 旧産業投資特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定産業投資特別会計に帰属するものとする。

5 4 この法律の施行の際、旧産業投資特別会計に所属する権利義務は、暫定産業投資特別会計に帰属するものとする。

6 5 前項の規定により暫定産業投資特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定産業投資特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定産業投資特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百一十五条 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定産業投資特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政投融资特別会計の投資勘定に繰り越して使用することができる。

7 6 旧産業投資特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政投融资特別会計の投資勘定に繰り越して使用することができる。

8 7 旧産業投資特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計(以下この条及び次条において「暫定産業投資特別会計」という。)の専用の歳入に繰り入れるものとする。

9 8 旧産業投資特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計(以下この条及び次条において「暫定産業投資特別会計」という。)の専用の歳入に繰り入れるものとする。

り、財政投融資等別会計の投資勘定に所属する

り、財政投融資特別会計の投資勘定に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみな

- 4 平成十九年度の末日において、暫定産業投資特別会計に所属する権利義務は、財政投融资特別会計の廃止によるものとする。

5 前項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百一十六条 附則第六十六条第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(次項において「旧交付税特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお前前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧交付税特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に所屬する権利義務は、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百一十七条 附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(次項において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計法」という。)に基づく自動車損害

賠償保障事業特別会計（以下この条において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ附則第六十七条第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計（以下この条及び次条において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車損害賠償保障事業特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定に繰り越して使用することができる。

旧自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定に所属する積立金は、附則五百四十四条第一項又は第二項の規定により、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

この法律の施行の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定に帰属するものとする。

前項の規定により暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充當交付金勘定に帰属する権利義務は、別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

算に關しては、なお從前の例による。この場合において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは自動車安全特別会計の保障勘定の歳入に、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳出予算の経費（附則第百四十九条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）の金額のうち財政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の保障勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定の平成十九年度の歳出予算の経費（附則第百四十九条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）の金額のうち財政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に繰り越して使用することができる。

4 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に繰り越して使用することができる。

5 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金は、附則第六十二条第一項又は附則第六十五条において読み替えて適用する附則第六十二条第一項の規定により、それぞれ自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

6 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定及び保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務（附則第百四十九条第一項第一号ロに掲げる業務取扱費に係るものを除く。）は、自動車安全特別会計の保障勘定に帰属するものとする。

7 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定に所属する

8 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に所属する権利義務は、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属するものとする。

9 前三項の規定により自動車安全特別会計の保険勘定、自動車検査登録勘定又は自動車事故対策勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(国営土地改良事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十九条 附則第六十六条第十八号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法(第五項において「旧国営土地改良事業特別会計法」という。)に基づく国営土地改良事業特別会計(以下この条において「旧国営土地改良事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計(以下この条及び次条において「暫定国営土地改良事業特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国営土地改良事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国営土地改良事業特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧国営土地改良事業特別会計に所属する権利義務は、暫定国営土地改良事業特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定国営土地改良事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出がある場合には、暫定国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出とする。

5 旧国営土地改良事業特別会計において旧国営土地改良事業特別会計第十四条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、暫定国営土地改良事業特別会計の負担において、当該金額を限度として、か

入事業の工事に係る権利義務（未完了借入事業によつて生じた工作物及び未完了借入事業の用に供する施設（これらの用に供する土地を含む。）並びに未完了借入事業の工事に要する費用の財源に充てた借入金に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定に帰属するものとする。

事業の規定により一般会計又は国営土地改良事業経過勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は国営土地改良事業経過勘定の歳入及び歳出とする。

前項の規定により一般会計又は国営土地改良事業経過勘定の歳入及び歳出とする。

暫定国営土地改良事業特別会計において第十三条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、国営土地改良事業経過勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（次条第六項において準用する附則百七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年度において、読み替え後の第十三条第一項及び次条第六項において準用する附則百七十条第一項の規定により、借入金をすることができる。

第四十二条第五項の規定によるほか、第四項の規定により一般会計に帰属する借入金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めることにより、工事別の区分に従つて、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第四項の規定により一般会計に帰属する借入金に対応する土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息は、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定額のうち、平成十九年度において暫定国営土地改良事業特別会計に貸付けをしなかつたものがある場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する金額を限度として、平成二十年度において、食料安定供給特別会計に貸し付けることができる。

<p>2 前項の規定により未完了借入事業の工事に関する經理を食料安定供給特別会計において行う場合においては、第一百二十六条の規定にかかるらず、同会計は、農業經營安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定、業務勘定及び國營土地改築事業勘定に区分する。</p>
<p>3 國營土地改築事業経過勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p>
<p>一 歳入</p>
<p>イ 一般会計からの繰入金</p>
<p>ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金</p>
<p>ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息</p>
<p>二 歳出</p>
<p>イ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金</p>
<p>ホ 土地改良関係受託工事に係る納付金</p>
<p>ト 借入金</p>
<p>チ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付け</p>
<p>チ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価</p>
<p>リ 附属雑収入</p>
<p>二 歳出</p>
<p>イ 未完了借入事業の工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）</p>
<p>ロ 土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）</p>
<p>ハ 借入金の償還金及び利子</p>
<p>ホ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金</p>
<p>ヘ 一般会計への繰入金</p>

ト 東日本大震災復興特別会計への繰入金
 チ 附属諸費

4 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出
 予定計算書等の添付書類については、第百三十五条の規定は適用せず、附則第百六十四条の規定を準用する。

5 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出
 決定計算書等の添付書類については、第百三十五条の規定は適用せず、附則第百六十七条の規定を準用する。

6 附則第二百六十五条、第二百六十六条及び第二百六十八条から第二百七十二条までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。

7 附則第三十九条の規定によるほか、国営土地改良事業経過勘定の業務のために使用する必要がある場合において、前条第四項の規定により一般会計に帰属した国有財産を、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定において使用するときは、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第三項並びに第六項において準用する附則第二百六十五条及び第二百六十六条の規定の適用については、第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第二百六十五条若しくは第十項又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同項第一号イ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第二百六十六条、第九項又は第十一項の規定による一般会計への繰入金」と、第六項において準用する附則第二百六十五条中「費用」とあるのは「費用」(社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。)と、同項において準用する附則第二百六十六条第一項中「繰り入れるものとする」とあるのは「繰り入れるものとする。社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業勘定に繰り入れた場合の当該繰入れの金額に対応するものについても、同様とする。」とする。

9 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定

に繰入れを行つた場合においては、当該繰入金を国営土地改良事業経過勘定においては、当該繰入金年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第十一項の規定により繰入を行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

10 読替え後の第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

11 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて国営土地改良事業経過勘定において經理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超える場合は、翌々年度は、当該超過額に相当する金額は翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

12 第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第六項において準用する附則第七十二条の規定の適用については、同条第三項中「一般会計」とあるのは、「一般会計又は東日本大震災復興特別会計」とする。

13 土地改良工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息の額のうち、第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同勘定から同会計に繰り入れるものとする。

（国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う経過措置）

第二百三十二条 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の収入及び支出並びに工事完了年度以前の年度の決算に関するは、なお従前の例により。この場合において、国営土地改良事業経

過勘定の工事完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の末において、国営土地改良事業経過勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

5 第四十二条第五項の規定によるほか、第三項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(特定国有財産整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

6 第三項の規定により一般会計に帰属する借入金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めるところにより、工事別の区分に従つて、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(特定国有財産整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行の際、旧特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、暫定特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定特定国有財産整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定特定国有財産整備特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

5 第二百三十四条 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお從前の例によることとする。

6 財政融資金において財政融資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定期のうち、平成二十一年度において暫定特定国有財産整備特別会計に貸付けしなかつた額に相当する場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する場合に該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(特定国有財産整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

3 第二百三十五条 未完了事業に関する経理は、平成二十一年度から事業完了年度（未完了事業が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。）の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政投融資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十一条の規定にかかわらず、同会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

3 前項の場合において、財政投融資特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては財政融資金勘定、投資勘定又は特定国有財産整備勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

4 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十二条の規定にかかわらず、同会計は、財政融資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分する。

5 第二項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十四条及び第六十条の規定の適用について、第五十五条第一項第一号に掲げる書類については、第五十二条の規定にかかわらず、同会計は、財政融資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分する。

3 第二百三十六条 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の収入及び支出並びに事業完了年度以前の年度の決算に関しては、なお從前の例によることとする。

2 特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 第二百三十七条 政府は、暫定特定国有財産整備特別会計の廃止後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定の円滑な実施を図るため、特定国有財産整備計画の策定の状況等を踏まえ、同法の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う検討)

4 第二項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十二条の規定にかかわらず、同会計は、財政融資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分する。

5 第二項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十二条の規定にかかわらず、同会計は、財政融資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分する。

(道路整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

3 第二百三十八条 附則第六十六条第二十号の規定による廃止前の道路整備特別会計法に基づく道路整備特別会計の平成十八年度の歳入及び歳出は、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計又は特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

(暫定特定国有財産整備特別会計における経理をしなかつた金額がある場合には、特定国有

第三条第五項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下この条において「飛行検査業務等」という。)で国土交通大臣が行うもの

前二号に掲げるもののほか、空港整備事業

口 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（以下この条において「空港関係工事」という。）に関する次に掲げるもの

ハ ある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この条において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うものの（以下この条において「空港関係受託業務」という。）
イ 並びに掲げるもののほか、空港整備事業を運営する地方航空局の事務所（国土交通省の機関）

第一項の規定により空港整備事業等に関する
経理を自動車安全特別会計において行う場合に
おいては、同会計は、自動車事故対策勘定、自動車検査登録勘定及び空港整備勘定に区分す
る。

空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入

法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第ニ項（同法附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）

ハ の規定による負担金

二 木 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
へ 借入金 空港関係受託工事及び空港関係受託業務
に係る納付金

8 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

3 自動車安全特別会計と一般会計との間ににおいて、第一項の規定により所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。

9 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

(自重互守の特別会計と一般会計との間にあつて
る国有財産の所管換算等の特例)

は算出するため、決算書の合算額（当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の三分の一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」といいう。）が、同年度の航空機燃料税の収入額の決

び旅客の取締り並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めることにより、各省各局の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各局の長）¹に属する

算額の十三分の一に相当する金額（第二号において「航空機燃料税の収入額の決算額」といふ。）を超える場合は、第一号に掲げる額から（当該超える額を控除した額）に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。
一 当該年度の予算額の二分の一又は預り予算額

2 長をいふ)の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所属替をする。

二 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額に不足するときは、当該不足額
足額
当分の間、附則第二百五十九条の三第五項の規定によるほか、誰もにける割合の割率を

二 場合
前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなつたものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため

利用及び整備に資するため、国が当該離島の旅客の運送の用に供される飛行機（短い離島への距離で発着ができる政令で定める特別の性能を有するものに限る。）の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

三 必要があるものについて、政令で定めることにより、自動車安全特別会計に所管換又は所属替をする場合

3
空港附則第八条第一項から第四項まで若くは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合は社会資本整備寺附則第七条第二項の規定を適用する

の併用等に付し、各場合における「日動空港」全特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用されるとき。

がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めることにより、自動

「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一号ハ中二般会計からの繰入金」とあるのに

車安全特別会計において使用させるとき。

項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の

特別会計において保有する必要がなくなつたものにつき、支拂ふべき金額を算定する。

促進に関する特別措置法（第二百五十九条の三
第七項）において、「社会資本整備特別措置法」

ものについて政令で定めるとこのにより一般会計に所管換をする場合

第七項において「社会資本整備特別措置法」(以下「特措法」という。) 第七条第一項若しくは第二項の規定に

よる一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第八条第一項から第四項まで、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「本附屬諸費」とあるのは「本附則第二百五十九条の五第四項から第六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金／へ附屬諸費」と、同条第七項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるもの）を除く。」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還（返還金／返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。）に相当する場合は、当該年度においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金の額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第一百七十三条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条(第五十号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
附 則 (平成一八年六月二一日法律第三号) 抄
(施行期日)

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日
五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条、第一百六十二条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二十一条及びに第一百二十九条の規定 平成二十一年十月一日
（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第八十一条 附則第七十九条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。
第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の特別会計に関する法律の百十一条第五項及び第七項、第一百十三条第五項、第一百四十一条第七項並びに附則第二十九条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の同法第一百十一条第五項第一号イ及び第二号イ並びに第七项第二号イ、第一百十四条第七項並びに附則第二十九条の規定の適用については、同法百十一条第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」におけるのは「健康保険法の規定による社会保険庁長官が徴収する保険料」と、同項第二号イ中「健康保険事業の保険料」におけるのは「健康保険事業の保険給付費」とあるのは「健康保険事業の保険給付費及び全国健康保険協会への交付金」と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険事業」とあるのは「健康保険事業及び健康保険に関する政府が行う業務」と、同法第

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日法律第二号)

(施行期日等) 八号抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

(検討) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的に透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百九十八条第三項に規定する道路の整備に関する事業で平成二十一年度以前の年度に国が施行したもの、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた同項に規定する道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付け並びに平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る当該経費の交付及び資金の貸付けで平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの經理については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第六条 第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する政令の定めによる。

附 則 (平成二一年五月一日法律第三十七号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置は、政令で定めることとする。)

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置は、政令で定めることとする。)

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第四十四条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十一条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十二条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十三条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十四条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十五条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十七条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十八条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第十九条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十一条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十二条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十三条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十四条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十五条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

(調整規定) 第二十七条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七号)の施行の日前である場合には、第三条

附 則 (平成二二年三月三日法律第一号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三日法律第二号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三日法律第五号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月八日法律第二号)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月八日法律第三号)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

(政令への委任)

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

二 附則第四十三条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

三 附則第十四条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

四 附則第十四条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

五 附則第十四条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

六 附則第十四条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

七 附則第十四条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

八 附則第十四条の規定 公布の日から施行する。

規定並びに附則第三条農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

う。以下同じ。)の進捗状況等を踏まえ、復興事業に関する経理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

計に帰属するものとする。

一 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）（以下「平成二十三年度第三次補正予算」

という。)に計上された費用のうち東日本大震災からの復興のための施策を実施するため

に必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二一三三去律第百一七号。以下「復興財源法」といふ。）

成二十三年法律第百十七号。以下「復興財源確保法」という。) 第六十九条第五項の規定

により国会の議決を受けた復興費用（以下単

に「復興費用」という一に関する権利義務（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第

十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による

規定に、(1) 緊急起動使用のもの、(2) その他のものに關する権利義務を除く。)

二 財政法第十五条第一項又は第二項の規定に

より国が負担した債務のうち復興事業に関する、省営債務と貿易、行財政支出

べき費用について同法第十四条の三第一項

又は第四十二条ただし書の規定により繰り越

して使用することとされたものに関する債務

三 東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律（平成二十三年法）

律第四十号) 第百四十三条第一項に規定する
地方公共団体等が講ずる措置について國が同

項の規定により同法の規定に基づく補助金の

交付その他の財政援助を行つた場合に、当該

財政援助は係る額に相当する額の限度において同額を規定する原子力事業者に対する支給

する権利

四　国が平成二十三年原子力事故による被害に

係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第三条第一項の規定による反

払金を支払つた場合に同法第九条第一項の規

定により取得する特定原子力損害（同法第二

条件に規定する特定廃棄物を扱ういふことの賛同

(平成二十三年度の復興債に係る経過措置)

第四条 復興財源確保法第六十九条第一項から第

三項までの規定により発行した公債に関する権

2 利義務は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。(平成二十四年度に繰り越した復興費用に関する経費に係る経過措置)

第五条 平成二十三年度第三次補正予算に計上された復興費用に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものと除く。）であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、平成二十四年度以降、不用となつた金額又は国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合には、当該不用額等があつた年度の翌々年度までに、当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れるものとする。

前項の規定は、平成二十三年度に各特別会計において実施する復興事業について準用する。この場合において、同項中「復興費用に関する経費（各特別会計への繰入れに係るものと除く。）」とあるのは、「復興費用に関する経費（うち各特別会計への繰入れに係るものとして一般会計から繰り入れられた金額を財源として各特別会計において実施した復興事業に関する経費」と、「一般会計」とあるのは、「各特別会計」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における一般会計から各特別会計への繰入れに係る経過措置)

第六条 各特別会計において、平成二十三年度第三次補正予算に計上された復興費用に関する経費のうち各特別会計への繰入れに係るものとして一般会計から受け入れた金額が、当該年度における復興費用の支出に必要な金額として一般会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、平成二十四年度において新法第二百二十九条第一項の規定による繰入金として東日本大震災復興特別会計から受け入れる金額がある場合にあつては当該受け入れる金額から減額する。

会計に繰り入れ、当該受け入れる金額がない場合にあつては同年度までに同会計に繰り入れ、当該不足額に相当する金額は、同年度までに同会計から補填するものとする。
(平成二十三年度における復興施策に必要な財源に関する経過措置)
第七条 平成二十三年度第三次補正予算に計上された復興費用の額及び復興施策に必要な財源として計上された額のうち、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を上回る場合には、予算で定めるところにより、平成二十五年度までにその上回る額を一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を下回る場合には、予算で定めるところにより、同年度までにその下回る額を同会計から一般会計に繰り入れるものとする。
一 平成二十三年度第三次補正予算に復興費用として計上された額(第四号において「平成二十三年度復興費用予算額」という。)
二 平成二十三年度第三次補正予算に復興財源外収入予算額」という。)
三 平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額(第五号において「平成二十三年度復興税外収入予算額」という。)
四 平成二十三年度復興債収入金予算額に係る支出額として計上された額(第六号において「平成二十三年度復興債収入金予算額」という。)
五 平成二十三年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額
六 平成二十三年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額
附 則 (平成二十四年三月三一日法律第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十四年度分の予算から適用する。

額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、復興事業（特別会計に関する法律第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。）に係るものは、同法第二条第一項第十八号の規定により設置する東日本大震災復興特別会計（以下この条において「東日本大震災復興特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

3 旧国有林野事業特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費（復興事業に係る経費を除く。）の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第百七十条の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

4 旧国有林野事業特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費（復興事業に係る経費に限る。）の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第百七十条の規定による繰越しを必要とするものは、東日本大震災復興特別会計に繰り越して使用することができる。

5 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。ただし、当該権利義務のうち、復興事業に係るものは東日本大震災復興特別会計に、旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係るものは第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第六十七条の二第一項の規定により設置する国有林野事業債務管理特別会計（以下「国有林野事業債務管理特別会計」という。）に、それぞれ帰属するものとする。

6 前項の規定により一般会計、東日本大震災復興特別会計又は国有林野事業債務管理特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計、東日本大震災復興特別会計又は国有林野事業債務管理特別会計の歳入及び歳出とする。

（罰則に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令等への委任）

第十二条 附則第二条から前条まで並びに附則第二十五条、第三十条、第四十条及び第四十四条

附見立月二十四年六月二十日法行第四
七号) 抄

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)、並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日
(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七十三条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律(以下この条において「新特会法」という。)の規定は、平成二十四年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づくエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定(以下この条において「旧電源開発促進勘定」という。)における平成二十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧電源開発促進勘定の電源立地対策及び電源利用対策の平成二十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、電源立地対策(新特会法第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう)、電源利用対策(新特会法第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう)及び原子力安全規制対策(新特会法第八十五条第六項に規定する原子力安全規制対策をいう。以下この条において同じ。)の区分に従つて、新特会法に基づくエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定(以下この条において「新電源開発促進勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。
この法律の施行の際、旧電源開発促進勘定の電源立地対策及び電源利用対策に所属する権利義務は、電源立地対策(新特会法第八十五条第六項に規定する電源立地対策をいう。次項において同じ。)及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定に帰属するものとする。

国分に属し、新電源開発促進基盤の電源立地方策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の歳末提出を終えた。

3 前項の規定により新電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の歳入及び歳出とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にはした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日
二 附則第八十七条中国国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二十七条の五第三項
第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第一百九条及び第一百五十九条の二の規定 平成二十五年四月一日
(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百九条 附則第一百七条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する規定は、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十五条及び第七十三条の規定によるもの
附 則（平成二四年八月二二日法律第六

<p>（施行期日）</p> <p>九号　抄</p>	<p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条　第四条の規定並びに附則第十六条、第二十一条及び第二十五条の規定　令和二年四月一日</p> <p>第三条　第五条の規定並びに附則第十七条、第二十一条及び第二十五条の規定　令和二年四月一日</p> <p>第四条　前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置</p> <p>第五条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度分の予算から適用する。</p> <p>（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和元年度分の予算から適用する。</p> <p>（前条の規定による法律の規定は、令和二年度分の予算から適用する。）</p> <p>第七条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度分の予算から適用する。</p> <p>（前条の規定による法律の規定は、令和二年度分の予算から適用する。）</p> <p>第八条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一号　略</p> <p>第二号　第三条（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「機構法」という。）第十二条第一項第十号及び第十二号並びに同条第一項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規定（「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分）</p>
----------------------------------	--

（並びに同条第二項）を「同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改める部分（第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）に限る。）、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第二号の改正規定及び同項第二号への改正規定（第三十四条第一項）を「第四十二条第一項」に改める部分に限る。）並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第三条 機構法第五条の改正規定（災害時における一日の合計への割り当てるにつ

第一條 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。
第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十五年度分の予算から適用する。

一 第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定、公布の日（調査規定）

第一百三十六条 施行日が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、前条のうち特別会計に関する法律第一百十一条第三項第一号の改正規定中「ヌをチとし、ルをリとし、ヲヌと」とあるのは、「ヌをチとし、ルをリとし」とする。

前項の場合において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第九条のうち特別会計に関する法律第一百十一条第三項第一号の改正規定中「第一号ルを

策特別交付金勘定の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十一年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「新交付税

3 2 2 3
策特別交付金勘定の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関するは、なお從前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「新交付税特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

3 2 2 3
旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる。

3 2 2 3
この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交

（施行期日）
抄
附 則（平成二五年五月三一日法律第二百四十九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
三月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、第二条並びに附則第三
条から第五条まで、第九条、第十一条（独立並行
政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法
（平成十四年法律第二百四十五号）附則第十二条
から第十六条までの改正規定に限る。）及び第
十二条の規定は、公布の日から施行する。

（旅行業）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月一二日法律第三号）抄
第一条（施行期日）

附 則（平成二五年六月一日法律第五
条）
本法の施行日は、この法律の公布の日から起算して、
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）抄
五年

たし 第三章 第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。
附 則（平成二五年六月二六日法律第六
三号）抄

第一条 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**(施行期日)**

当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律
附則第二十条及び第六十四条の改正規定
第五条中国国民年金法等の一部を改正する法律
附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日
(調整規定)

第一百三十六条 施行日が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、前条のうち特別会計に関する法律第一百十一条第三項第一号の改正規定中、「ヲをチとし、ルをリとし、ヲ又ヌ」と正規定中「ヌをチとし、ルをリとし、ヲ又ヌ」とあるのは、「ヌをチとし、ルをリとし」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第九条のうち特別会計に関する法律第一百十一条第三項第一号の改正規定中「第一号ルを同号ヲ」とし、同号又」とあるのは、「第一号リを同号又」とし、同号チ」と、「ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十一号」第十六条第三項の規定による納付金」とあるのは、「リ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十三条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。(交際税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正前の特別会計に関する法律(以下「旧特別会計法」という。)に基く

策特別交付金勘定の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十一年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計（以下この条において「新交付税

2 特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

3 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越しして使用することができる。

この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交

付税及び譲り税配付金勘定及び交通安全对策特別交付金勘定に所属する権利義務は、新交付税特別会計に帰属するものとする。

前項の規定により新交付税特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新交付税特別会計の歳入及び歳出とする。
(国債整理基金特別会計に関する経過措置)

第三条 旧特別会計法に基づく国債整理基金特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第四条 旧特別会計法に基づく財政投融资特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度の行方不明者等の回収額は、(略)

度以前の年度の決算に関するなほ従前の例による。(外國為替資金特別会計に所属する積立金の廃止)

第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計（次項において「旧外国為替資金特別会計」という。）の平成二十五年度の収入及び支出等に伴う経過措置

2 出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、
なお従前の例による。

出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外國為替資金として組み入れ

居会議に所屬する外國在留者資金にて組織される
られたものとみなす。

れるべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等（新特別会計法附則第二百五十九条の三第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。）に係るものはない。新特別会計法に基づく自動車安全特別会計（以下この条において「新自動車安全特別会計」という。）の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものを除く。）で復興事業（新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。）に係るものはない。新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計（以下「新東日本大震災復興特別会計」という。）に係るものはない。（以下この条において同じ。）に係るものはない。新特別会計法による繰越しを必要とするものであつて、空港整備事業等に係ものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るもの）を除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るもの）を除く。）で復興事業に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るもの）を除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るもの）を除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平成二十五年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の二第一項の規定により国債整

（自動車安全特別会計に関する経過措置）

第十三条 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別会計に関する経過措置）

第十四条 旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第二百二十九号)抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（第三条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

（第四条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (平成二六年四月一六日法律第二百三十号)抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第八条第三項及び第四

（森林保険特別会計の廃止に伴う経過措置）

第十九条 旧森林保険特別会計の平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算額に關しては、なお従前の例による。

この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所属する権利及び義務のうち、附則第八条第一項各号に掲げるものは、一般会計に帰属するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 三条並びに前条に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月二一日法律第四〇号）抄
七号

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五回号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十三条の規定（公布の日（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてはすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有すること

(その他の経過措置の政令等への委任)
とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項との改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定

定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

則第十一條第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十一條第一項の規定 令和三年四月一日
 （特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用し、令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用し、令和二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることによる。（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規

定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金法等正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年二元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百十一条第二項、第三項及び第六项並びに第一百四十四条第九項の規定の例により、年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合において、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百十一条第六項（施行期日）

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月五日法律

<p>第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二条 中職業安定法第三十二条及び第三十一条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日</p> <p>(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>第七条 第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律（附則第九条第二項及び第三項において「新特別会計法」という。）の規定は、令和四年度の予算から適用し、令和三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。（検討）</p>
--	---

<p>第九条 政府は、新特別会計法附則第二十条の第三項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（政令への委任）</p> <p>第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）</p>	<p>第二条 政府は、新特別会計法附則第二十条の第三項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（政令への委任）</p> <p>第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）</p>
--	--

<p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）</p> <p>第二十三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律（以下この項及び第三項において「旧特会法」という。）の規定は、令和五年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律（以下この項において「旧特会法」という。）に基づく自動車安全特別会</p>	<p>第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）</p> <p>第二十三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律（以下この項及び第三項において「旧特会法」という。）の規定は、令和五年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律（以下この項において「旧特会法」という。）に基づく自動車安全特別会</p>
---	---

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 （令和四年五月二〇日法律第四六号）抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 （令和四年五月九日法律第三九号）抄</p> <p>(施行期日)</p>
---	--

規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定（「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」）を削る部分に限る。）、同法附則第十条の二及び第十三条の改正規定並びに同法附則第十二条の改正規定並びに同法附則第十二条の二及び第十六条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定（公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日）

二 略

三 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第一百一条第二項、第一百五条及び第一百二十三条の七第二項の改正規定、同法附則第二十条の二第一項の改正規定（「第一項第四号」を「第一項第五号」に、「第一項第五号」を「第一項第四号」から第六号まで」を「第一項第四号から第六号まで」に改める部分に限る。）並びに同条第二項の改正規定（「令和四年度」を「令和五年度」に改める部分、「第六項を」を「第五項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五项」に改める部分を除く。）並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2

（検討）
二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目的として、この法律による改正後のそれまでの規定

法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めることは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（政令への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年五月二十四日法律第三十七条号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年六月七日法律第四十五条号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和六年六月一二日法律第四十七条号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十条の二第二項の適用については、各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日）

二 附則第四十三条の規定（この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の公布の日）のいづれか遅い日

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

（イから今まで）
ト 第十七条及び附則第十六条から第十八条までの規定

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イから今まで

チ 第十八条及び附則第十九条の規定

ハ 第十九条及び附則第二十条の規定

（第十六条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

イ及びロ 略

六 次に掲げる規定 令和八年十月一日

（第十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定期限による改正後の予算から適用し、令和五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。）

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。